

飯山市城山お休み処条例（平成 8 年飯山市条例第 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、飯山城址公園交流展示館（以下「交流展示館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市民及び観光客等の休憩並びに地域産業及び観光の振興を図り、かつ、飯山城に係る資料を展示し、来館者の学習や研究に資するとともに、飯山城の文化歴史を発信することを目的に交流展示館を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 交流展示館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯山城址公園交流展示館	飯山市大字飯山 2739 番地 3

（入館の制限）

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流展示館へ入館させないことができる。ただし、第 2 号の規定については、第 9 条の許可を受けた者を除く。

- (1) 公序良俗を害すると認めるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

（遵守事項）

第 5 条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交流展示館の施設若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 施設内において禁煙すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、交流展示館の秩序の維持について市長が指示すること。

（入館の取消し等）

第 6 条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するとき、入館を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) その他管理上支障があるとき。

（入館料）

第 7 条 交流展示館の入館料は、無料とする。

(施設及び備品の損傷又は滅失の届出)

第8条 入館者は、交流展示館の施設及び備品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て市長の指示に従わなければならない。

(厨房施設使用の許可)

第9条 交流展示館内の厨房施設及び附属設備（以下「厨房施設」という。）を使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。

(1) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。

(2) 設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、厨房施設の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、厨房施設の管理上必要と認めるときは、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(厨房施設の使用の制限)

第10条 市長は、前条第1項に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が同条第2項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は同条第3項に規定する許可の条件に違反したときは、厨房施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合において、生じた損害に対しては、市長はその責めを負わない。

(特別の設備の許可)

第11条 使用者は、厨房施設の使用にあたり厨房施設及び交流展示館内に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(厨房施設の使用料の納付等)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(厨房施設の使用料の還付)

第14条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(厨房施設及び備品の損傷又は滅失の届出)

第15条 使用者は、厨房施設の備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て市長の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡の禁止)

第16条 使用者は、厨房施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならな

い。

(原状回復)

第 17 条 使用者は、その使用を終了したとき又は第 10 条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかにその使用した施設等を現状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 入館者又は使用者が自己の責任に帰すべき理由により交流展示館の施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第 19 条 交流展示館の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる交流展示館の管理に関する業務を行うものとする。

- (1) 交流展示館の入館の制限及び入館の取消し等に関する業務
- (2) 厨房施設の使用許可等に関する業務
- (3) 交流展示館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、交流展示館の運営に関して市長が必要と認める業務

(補則)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) (第 12 条関係)

飯山城址公園交流展示館厨房施設使用料

使 用 時 間	日 使 用 料	月 使 用 料
午前 9 時から午後 5 時まで (昼の部)	1,500 円	15,000 円
午後 5 時から午後 9 時まで (夜の部)	3,500 円	35,000 円
午前 9 時から午後 9 時まで (1 日)	5,000 円	50,000 円
附属冷暖房機器		1 時間につき 200 円